

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 水産課
内線番号	4997

No.	項目	内容
①	処分名	遊漁規則の認可及び変更の認可
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	第一百七十条第一項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	1、漁業法第一百七十条第二項に規定することとされている事項が規定されていること。 2、認可申請を行う組合の定款で定められている総会又は総代会において決議を得たことを証する書面が添付されていること。 3、遊漁を不当に制限しないこと。 4、遊漁料の額が妥当であること。 5、内容が京都府漁業調整規則の規定に違反していないこと。
⑧	経由機関名	京都府水産事務所（京都府中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局の所管区域に住所を有する者の申請に限る）
⑨	協議機関名	京都府内水面漁場管理委員会
⑩	標準処理期間	（⑪合計期間）90日
	経由機関	10日
	協議機関	—
	当該処分機関	80日
⑫	問合せ	農林水産部 水産課 漁政企画係（電話：075－414－4997）
⑬	備考	遊漁規則の変更の認可については行使規則の変更と同時に認可する。